

鳥取県公報

昭和二十七年二月十二日 火曜日
第二千二百八十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇告示

主 要 目 次

保険医の指定

保険医の異動

完全給食の実施承認

県立農業協同組合講習所講習生募集

変更 ◆雑報 鳥取食糧事務所湖山出張所の移転及び所名

告 示

◆鳥取縣告示第六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険

法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のと

おり指定した。

昭和二十七年二月十二日

◆鳥取縣告示第六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険
法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次によ
うな異動があつた。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00983

診療科名	名稱	所	新	所	地	異動事由	氏名	異動年月日
------	----	---	---	---	---	------	----	-------

内科 興和紡績株式会社 東伯郡倉吉町字 岩美郡成器村中河原
社倉吉工場附屬 住吉町 上麻生 岩美郡成器村中河原
診療所 大久保医院

内外小産科 大久保医院 岩美郡字倍野村 岩美郡成器村中河原
大久保久胤 十二月一日

婦人科 松本裕太郎医院 八頭郡下私都村 東伯郡西郷村下余戸
大坪 松本裕太郎 十二月二十日

内科 松本裕太郎医院 八頭郡下私都村 東伯郡西郷村下余戸
大坪 松本裕太郎 十二月三十日

歯科 滝口歯科医院 南谷村大島居 守診療所 滝口 進祐
瀬戸大島居 滝口 進祐 十二月三十一日

内、小科 滝口歯科医院 南谷村大島居 守診療所 滝口 進祐
瀬戸大島居 滝口 進祐 十二月二十日

◆鳥取縣告示第六十三号

健康保險法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)に基く完全給食の実施を次を次のとおり承認した。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西尾愛治

施設名	所在地	対称	承認年月日	承認番号
博愛病院	米子市加茂町一丁目	施設全部	昭和二十六年十二月一日	食第十二号

00984

◇鳥取縣告示第六十四号

昭和二十七年度鳥取県立農業協同組合講習所講習生を次の要項により募集する。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要項

一、講習目的

農民の経済を豊かにし、その生活の安定を図るため農業協同組合運動に挺身しようとする有爲の青年を育成するものであつて教育方針は卒業後農業協同組合の運営担当者として、組合員と共に生きる精神の陶冶と、組合の經營を通じて農民の経済をより豊かにしようとする信念の確立と、組合経営の技能を把握せしめることにある。

二、位置

鳥取県気高郡湖山村(氣高高等学校農業科校舎内)

三、講習の内容

1 一般教養科目 社会学、経済学、農業汎論、農業

田体史、農業經營学、農業簿記、

七、応募手続

満三十才までの者で次の各号の一に該当するもの

1 新制高等学校卒業者及び旧制中等学校卒業者
2 これらと同等以上の学力を有すると認められた者

四、講習期間

一箇年(内三箇月間は実務実習を課す。)

五、募集人員

三十名

六、応募資格

入所しようとする者は願書に左の書類を添え募集期限までに所長宛提出のこと。

- 履歴書、身体検査書、最終学校の学業成績証明書
- 推薦書（最終出身学校長又は、出身町村農業協同組合長、同連合会長）

八、出願期限

昭和二十七年二月十五日から三月二十日まで

九、選抜方法

- 書類審査
- 口答試問

一〇、選抜期日及び場所

当講習所 昭和二十七年四月四日午前

倉吉農高河北校舎

十時から午後五時まで

協同組合連合会米子支所

十時から午後五時まで

昭和二十七年四月一日午前

一時から午後五時まで

一一、許可の通知

入所許可者には郵便又はその他の方により通知する。

一二、入所期日

昭和二十七年四月十五日

一三、経費

講習生に対しては授業料は徴収しない。

一四、願書様式

農業協同組合講習所入所願書

このたび農業協同組合講習所に講習生として入所したいから関係書類を添え御願いします。

昭和二十七年二月十二日

本籍現

右氏名

印

鳥取県立農業協同組合講習所長殿

通学方法、徒歩、（自転車、バス、汽車、寄宿舎、下宿）

一二、許可の通知

入所許可者には郵便又はその他の方により通知する。

◇鳥取縣告示第六十五号

鳥取県立農業協同組合講習所規程（昭和二十四年鳥取県告示第六百八十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條中「六箇月とし年二回実施する。」を「一箇年とする。」に改める。

第四條中「農業協同組合長又は同連合会長の推薦を受けた」を「出身市町村農業同組合長若しくは農業協同組合連合会長又は最終出身学校長の推薦を受けた」に改める。

第五條中「身体検査書」の次に「最終学校の学業成績証明書」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雜 報

昭和二十七年二月十二日

00986

00985

鳥取食糧事務所長 西山義雄

出張所移転とこれに伴う所名変更について

当所 浜村支所管内湖山出張所は昭和二十七年二月一日

事務所の所在地並びに名称を次のとおり変更した。

一、事務所々在地 旧 鳥取県氣高郡湖山村大字湖山
新 タタ 大正村大字古海 八二〇番地

一、名 称 旧 鳥取食糧事務所浜村支所湖山
新 ハハ 大正村
出張所

大正 松保村
出張所

(新旧変更なし)